

## 『独自の製品、新製品の性能評価』

でお困りではありませんか？

- ◆ 製品の性能を評価したいが、JIS規格等に適した評価方法が無い
  - ◆ 新製品の開発にあたり、性能の評価方法を検討したい
  - ◆ 自社製品の改良やモデルチェンジによる性能差を確認したい
- etc..

### ■ 支援内容

県内企業が実施する新技術の開発やオリジナル性の高い新製品の開発・改良等に必要な評価技術の確立に向けて、形状測定・設計・CAEなどの当センターの基盤技術を活用して、評価方法の立案から試行までを支援します。本支援事業において、当センターが行う検証等の費用(機器使用料や消耗品も含む)に関しては、予算の範囲内において当センターが負担します。

### ■ 対象企業

次の条件を満たす企業

- ・ 県内に事業所を有する者
- ・ 過去に本事業の支援を受けていない者

詳細はこちら



マスコットキャラクター  
一条 さら「ものぼと」  
©2023 Yamaguchi ITI

## ■ 本事業の目的

JIS等の規格で該当する評価方法が規定がされておらず、適切な性能評価が困難な製品に対し、評価方法の立案から実施までを支援します。評価方法を確立することで、製品の適切な性能把握や信頼性の確保をすると共に、製品開発力の向上へと繋げることを目的としています。

## ■ 応募方法

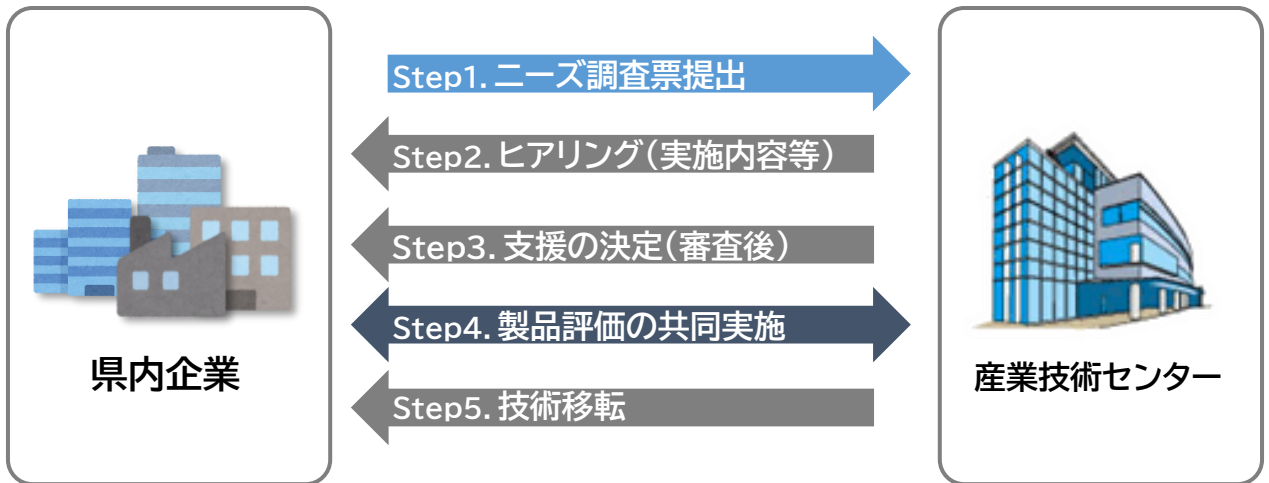
下記URLから「製品評価ニーズ調査票」をダウンロードして、ご記入の上、地方独立行政法人山口県産業技術センターにご提出ください(E-mail、Fax、郵送または持参)。

<https://www.iti-yamaguchi.or.jp/docs/2024042200028/>

## ■ 募集件数

3件程度／年（随時募集）

## ■ 支援企業の選定から支援完了までの流れ



## ■ 注意事項

- (1) 製品評価への支援の実施は令和7年2月28日までとなります。
- (2) 提出された書類の返却はしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (3) 本事業での支援開始後において、天災その他やむを得ない事由により支援を継続することが困難になった場合は、実施途中であっても協議の上、中止することがあります。
- (4) 調査票の提出は製品評価の支援をお約束するものではありません。
- (5) ヒアリングの内容が要件を満たさない場合は、支援は実施できません。また、多数の応募があった場合は、ヒアリングの内容を精査した上で支援企業を選定します。
- (6) 本事業での支援に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等を出願若しくは取得する可能性がある場合、その内容について、予め協議させていただきます。